

別紙様式第十七号の二（第二百八条の五第一号、第二百八条の十第一項第一号関係）（平22内府令55・追加、平28内府令74・平29内府令6・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格 A 4）

資金調達に関する支援の状況等に関する報告書

（ 年 月 日から
 年 月 日まで）

年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 1 資金調達に関する支援の状況
- 2 営業上の取引及び業務提携等の状況

（注意事項）

1 一般的事項

(1) この様式において「資金調達に関する支援」又は「営業上の取引及び業務提携等」とは、それぞれ次に掲げるものの資金調達に関する支援又は営業上の取引及び業務上の提携その他の業務上の関係をいう。この場合において、内国の法人その他の団体である親会社又はその子法人等が外国に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の外国の法人その他の団体とみなし、外国の法人その他の団体である親会社又はその子法人等が国内に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の内国の法人その他の団体とみなす。

- ① 特別金融商品取引業者と当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等との間
- ② 特別金融商品取引業者の子法人等と当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等（当該特別金融商品取引業者を除く。）との間
- ③ 特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等（当該特別金融商品取引業者及びその子法人等を除く。③において同じ。）のうち内国の法人その他の団体であるものと当該特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等との間

- (2) この様式において「四半期」とは、法第46条の6第3項に規定する四半期をいう。
- (3) この様式において「親会社」とは、法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。
- (4) この様式において「子法人等」とは、法第57条の2第9項に規定する子法人等をいう。

2 資金調達に関する支援の状況

- (1) 当該四半期（第208条の5第1号の規定により作成する場合にあっては、直近の四半期。以下この様式において同じ。）における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、②から⑤までの金額については、支援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。

- ① 当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）
- ② 当該四半期に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高
- ③ 当該四半期に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額
- ④ 当該四半期の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高
- ⑤ 特定融資枠契約（特定融資枠契約に関する法律（平成11年法律第4号）第2条に規定する特定融資枠契約をいう。）又はこれに類するものに基づく支援の場合には、その融資枠

- (2) 特別金融商品取引業者の親会社が、法令の規定に基づき、当該親会社及びその子法人等の財産の状況を連結して記載した報告書を作成し、金融庁長官等に提出している場合には、1(1)③に係る記載を省略することができる。

3 営業上の取引及び業務提携等の状況

- (1) 当該四半期における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。
- (2) 特別金融商品取引業者の親会社が、法令の規定に基づき、当該親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を連結して記載した報告書を作成し、金融庁長官等に提出している場合には、1(1)③に係る記載を省略することができる。